

自立活動支援法

《担当者名》村岡 章子（非）

【概要】

特別支援学校小学部、中学部、高等部の学習指導要領に示されている指導領域「自立活動」の指導の理論と実際について概説する。特別支援学校においては、近年、児童生徒の実態が一層多様化し、重度・重複化が進んでいる。各学校における自立活動の指導は重要性を増しており、さらなる充実・発展が求められている。そのような現状を理解しながら、具体的な指導例等を紹介し実践的な部分に重点を置き講義を進める。

【学修目標】

- 1 自立活動の歴史の変遷、意義について理解するとともに、障害についての専門的な知識を身に付ける。
- 2 障害による学習上または生活上の困難を主体的に改善克服するために必要な教育的配慮及び支援をすることができる。
- 3 自立活動の授業づくりについて興味・関心を持ち、実践的な指導力を身に付ける。

【学修内容】

回	テーマ	授業内容および学修課題	担当者
1	オリエンテーション	特別支援教育と自立活動の意義。講義の進め方。	村岡
2	「自立活動」の歴史的経緯と概要	学習指導要領の改訂に沿い、「自立活動」の6区分27項目についてその変遷を歴史的経緯や国際的な環境の変化を踏まえ理解する。	村岡
3	「自立活動」の教育課程上の位置づけ	学校教育における「自立活動」の教育課程上の位置づけと扱いについて特別支援教育全体の中で理解する。	村岡
4	「健康の保持」「心理的な安定」の指導	障害児の生活リズムや生活習慣の形成、健康状態の実態と指導の実際など。 障害児の行動と心理的安定の関係。環境や状況・場面理解の特性と指導の実際。	村岡
5	「人間関係の形成」[コミュニケーション]の指導	障害児の人間関係の形成の特徴と指導の実際及び自己理解、自己肯定感を促す指導のあり方。 コミュニケーションの基礎的能力を身につけさせる指導の実際。	村岡
6	「環境の把握」「身体の動き」の指導	障害児の感覚・認知の特性、及び行動の把握と理解、概念形成の実態把握と指導の実際。 基本動作の習得、日常生活に必要な基本動作の習慣化、姿勢・運動・動作と健康に関わる指導。	村岡
7	個別の指導計画作成の基本的な考え方、作成手順	障害の状態や発達段階に応じて適切な指導及び必要な支援を行うための計画である「個別の指導計画」について、意義や作成手順を理解する。	村岡
8	「自立活動」の指導例 1	施設見学（特別支援学校卒業後の障害者支援の現場の見学）を通し自立活動の意義を理解する。	村岡
9	「自立活動」の指導例 2	特別支援学校での指導例について学校見学（授業実践の見学）を通し理解する。	村岡
10	「自立活動」の指導案	具体的な例を参考にし、指導案作成の手順について理解する。各自、指導案の作成を行い相互に検討しあう事で理解を深める。	村岡
11	「自立活動」の指導の実際 1	作成した指導案の具体的な指導目標に基づき教材・教具を実際に試作する。	村岡
12	「自立活動」の指導の実際 2	模擬授業を行い、授業評価や意見交換することを通し、自立活動の指導方法を身に付ける。（Aさん、Bさん）	村岡
13	「自立活動」の指導の実際 3	模擬授業を行い、授業評価や意見交換することを通し、自立活動の指導方法を身に付ける。（Cさん、Dさん）	村岡
14	「自立活動」の指導の実際 4	模擬授業を行い、授業評価や意見交換することを通し、自立活動の指導方法を身に付ける。（Eさん、Fさん）	村岡

回	テーマ	授業内容および学修課題	担当者
15	講義のまとめ	特別支援教育において自立活動をどのように指導していくか、講義全体を通して学んだことをまとめ発表する。	村岡

【授業実施形態】

面接授業

授業実施形態は、各学部（研究科）、学環、学校の授業実施方針による

【アクティブ・ラーニング】

導入している

【評価方法】

レポート・指導案・模擬授業の評価点の合計を80%、授業態度20%

【教科書】

講義では必要に応じ学習資料（プリント）を配布する。

特別支援学校教育要領・学習指導要領解説 自立活動編 平成30年 文部科学省

【参考書】

適宜、講義において紹介する。

【備考】

やむを得ない事情で講義が行えない場合は、不足分について夏季期間に集中して講義を実施する。

【学修の準備】

・教科書の該当する内容（学習指導要領「自立活動」の部分）を事前に読んでおくこと。専門用語の意味等を理解しておくこと。（予習）/ 授業終了後に学習した内容についてノートにまとめること。授業後に課題が提示された場合は、次時初めにレポート等を提出すること。（復習）

・自立活動の学習指導案について予め調べておく。（予習）/ 学習指導案の書き方等について復習すること（復習）

・模擬授業の準備（予習）/ 模擬授業の相互評価と自己の振り返りを行う（復習）

・施設見学、学校見学について事前に調査すること（予習）/ 見学後にレポートを作成し提出すること（復習）

予習2時間・復習2時間

【免許法施行規則に定める科目区分等】

「特別支援教育に関する科目」（免許状に定められることとなる特別支援教育領域以外の領域に関する科目）の「心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目」「心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目」に該当する。

中心となる領域：視覚障害者・聴覚障害者・知的障害者・肢体不自由者・病弱者

【実務経験】

村岡章子（特別支援学校小学部・高等部教諭、管理職）

【実務経験を活かした教育内容】

学校運営、教育課程全般の管理及び教育相談等について、実践的な教育を行う。